

与謝野町空き家バンク制度

ご利用の手引き

空き家を利用される方

与謝野町観光交流課

令和4年4月

与謝野町空き家バンク制度

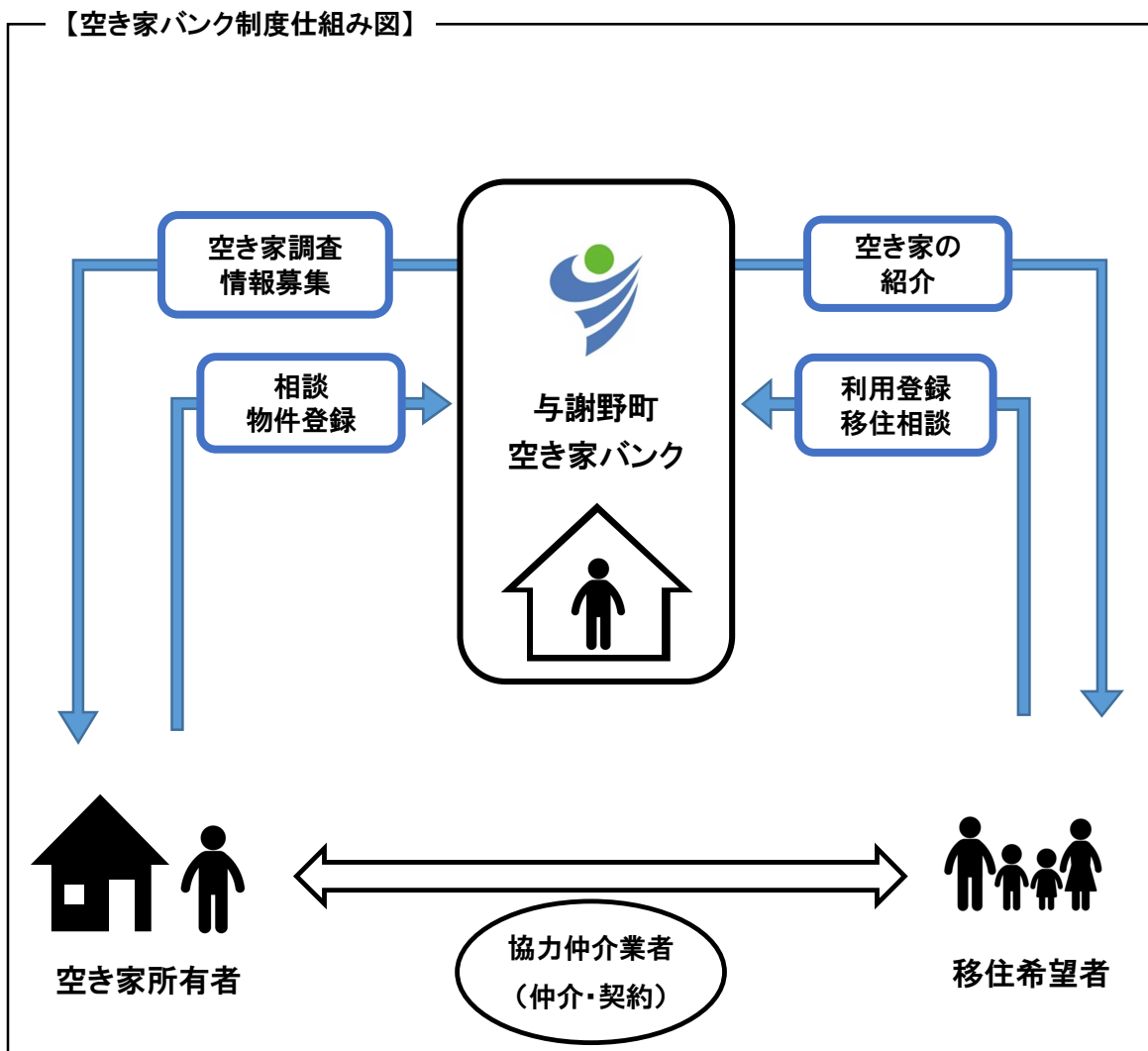
利用の流れ（空き家を利用される方）

■空き家バンク制度とは

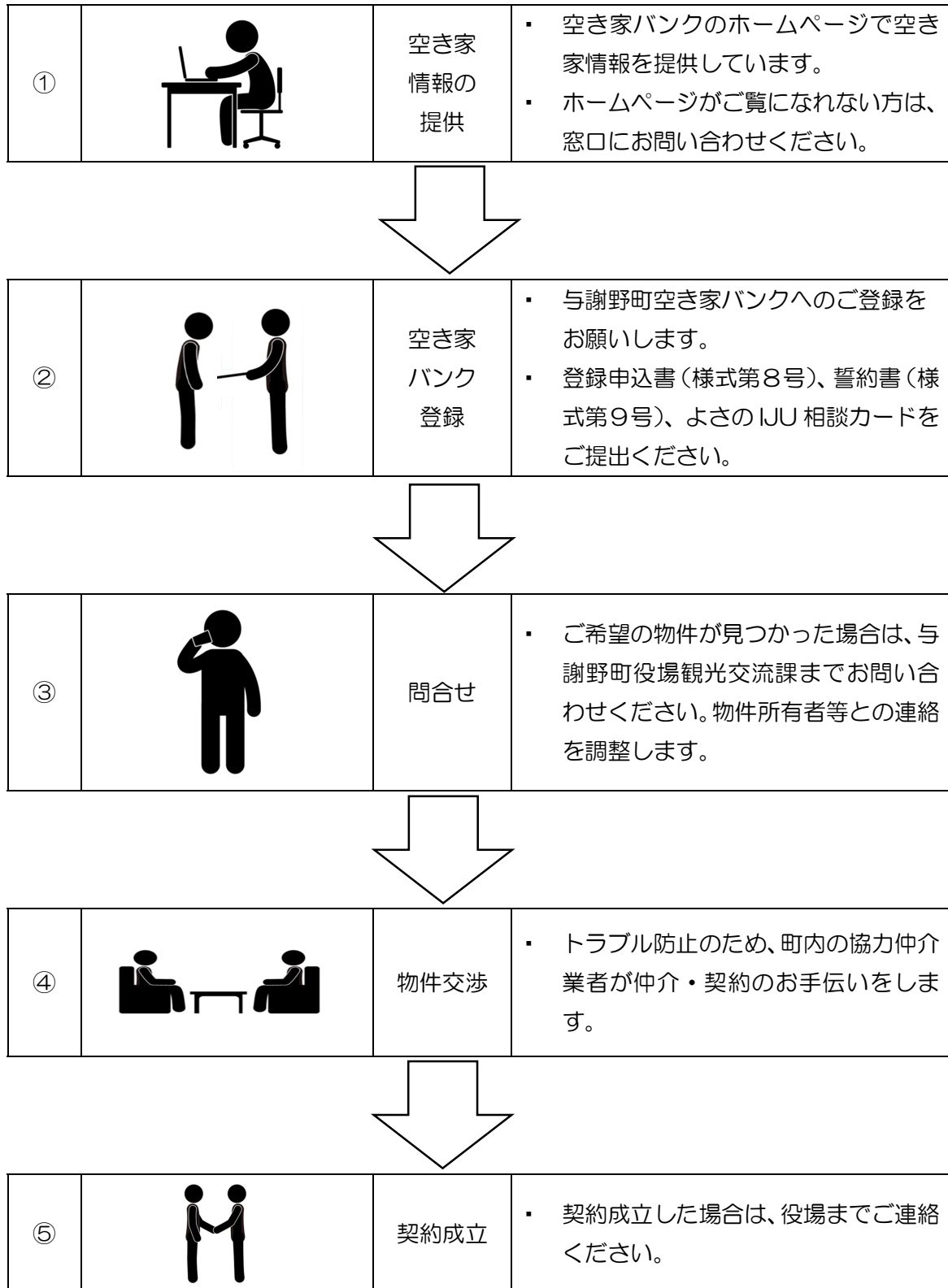
「空き家バンク」は、空き家の賃貸・売却を希望する人からの情報を、空き家の利用を希望する人に紹介する制度です。

与謝野町では、平成27年に町内全域の24区にご協力をいただき、空き家調査を実施したところ、10月時点で585軒の空き家があると報告を受けています。

このような空き家の有効活用を通して、地域住民の交流拡大と、IJUターンによる移住・定住を促進し、地域の活性化を図ることを目的としています。



■空き家バンク利用の流れ（空き家を利用される方）



■空き家バンク契約交渉について

与謝野町では、契約等に関するトラブルを防止するため、町と「空き家バンクの運営に関する協定」を締結した町内不動産業者（以下：協力仲介業者）に媒介（交渉・契約等）を依頼しており、下記の事項について取り決めを行っています。

事 項	概 要
媒介協力	町と協力仲介業者の間で「空き家バンクの運営に関する協定」を締結し、仲介や契約等についてご協力をいただいています。
契約交渉の方法	町内の協力仲介業者の媒介による交渉となります。 （町は交渉に関与しません。）
媒介報酬	契約が成立した時には、協力仲介業者へ宅地建物取引業法第46条第1項に基づく媒介報酬が必要となります。
重要事項の説明	協力仲介業者が、宅地建物取引業法に基づき、重要事項説明書を作成し説明をします。 【参考：重要事項説明書（建物の賃貸）の内容】 不動産の表示、登記記録に記載された事項、法令に基づく制限の概要、供給施設の整備状況、耐震診断に関する事項、建物の設備の整備の状況 など

■利用上の注意事項

- ① 町は空き家所有者から提出いただいた書類内容に基づく「空き家の情報」を提供しますが、物件の売買や賃貸借契約の交渉・契約等に関する仲介行為等はいたしません（マッチング後は、協力仲介業者が仲介・契約のお手伝いをします）ので、予めご了承ください。
- ② 契約成立時には、協力仲介業者に対し宅地建物取引業法に基づく仲介手数料が必要です。手数料額については、予め協力仲介業者にご確認ください。
- ③ 契約後、入居後のトラブルについても、責任を持って当事者間での解決をお願いします。

■問い合わせ窓口■

京都府与謝郡与謝野町字岩滝 1798 番地 1

与謝野町役場 観光交流課

TEL 0772-43-9016 FAX 0772-46-2851

E-MAIL kankokoryu@town.yosano.lg.jp

URL <http://www.town-yosano.jp>